

令和3年1月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和3年1月14日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時25分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 12月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第1号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第2号 大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第3号 大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について
- 4 出席委員
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者
平尾教育部長、橋詰教育部次長、青山教育総務課長、西本同課主任、金城同課主任、山田教職員室長、人見学校教育課長、太田児童生徒支援課長、東学校給食課長、本郷生涯学習課長、山口文化財保護課長、井上図書館長、南井同館副参事
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が1月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の公開／非公開 議案第3号について非公開とすることを決定

1 2月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第1号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説明】

○青山教育総務課長 本議案は、大津市の事務決裁規程の改正に合わせて決裁区分の見直しを行うものであり、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったことから、教育長が12月28日付で教育委員会を臨時に代理して決定したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

内容は2点あり、1点目は、「組織及び人事」に関することの中において「(2) 附属機関等の委員の任免で教育委員会の議決を要しないもの」のうち、「ア 附属機関の委員その他法令または条例に定めのある委員の任命」につき、従来は全て教育長決裁としていたが、再任の場合については、大津市の事務決裁規程において市長決裁から部長決裁に変更されたことに合わせ、こちらも教育長決裁から部長決裁に引き下げるものである。

次に、「(4) 外国旅行の実施の決定、旅行の命令及び依頼並びにその復命の受理」については、ア及びイにあるとおり、従来は部長相当職位及び次長相当職位については部長決裁、課長相当職位は次長決裁としていたものを、市の事務決裁規程に合わせ、部長相当職員については教育長決裁、次長及び課長相当職は部長決裁とそれぞれ改めるものである。

また、一番右の欄の協議先につき、「インバウンド・国際交流室長」という令和元年度の組織名になっていたものを、機構改革に合わせ「MICE推進室長」という現在の組織名に改めるものである。

【質疑】

○田村委員 2つ質問したい。1点目に関しては、再任の場合について部長決裁となったが、委員の任命に関して、教育長の意向がどれだけ反映されるのかという点である。もう一点は、MICEの正式名称を教えてください。

○青山教育総務課長 質問の1つ目、再任に関して、各委員については所管所属において再任に当たって委員会事務局内で協議、決裁を経て行うため、その協議過程において教育長の意見も一定反映されるものと考えている。

○西本教育総務課主任 MICEの正式名称は、会議等を表すMeetingのM、企業等の行う推奨研修旅行を表すIncentive TourのI、団体等が行う国際会議を表すConvention、ConferenceのC、展示会・イベントを表すExhibition、EventのE、のそれぞれ頭文字を取ってMICEである。一般の観光振興のみではなく、より多くの人が集まるような事業も含めた振興を図る組織ということになっている。

【採決】 承認

○議案第2号 大津市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○井上図書館長 本議案は、令和3年2月1日から運用開始する電子図書についての規定を規則に追加するものである。

改正内容としては、図書館の利用あるいは図書館協議会等の実際の図書館の運営に関することを定めている大津市立図書館の管理運営に関する規則において、第13条の2の次に1条を加えて第13条の3として、電子図書の利用について必要な事項は教育長が別に定めるという規定を追加するものであり、必要な事項については今後要綱の制定をするということ考えている。

なお、予定している要綱の主な内容であるが、利用対象者は大津市に在住、在勤または在学する者とし、利用点数は1人につき3点以内、利用期間は2週間以内、その他貸出延長は行わない、ということ盛り込む予定としている。

【質 疑】

○前田委員 電子図書導入についての周知は、いつからどのようにするのか。

○井上図書館長 実際には大津市の「広報おおつ」の2月15日号に記事を書ける予定である。また、ホームページにも掲載する予定であり、更にこちらで出している広報紙等にも記載し、館内の掲示も含めて周知していく予定である。

○壽委員 利用に当たっては、大津市立の図書館を一度も利用したことのない人が初めて使うときには、インターネット上で手続できるのか、まずは図書館に行かないといけないのか、そのあたりはどうか。

○井上図書館長 現状では、一度は登録の手続に来館してもらう必要がある。住所の確認や、在勤者であれば社員証等を確認した上で、貸出しの利用者のカードを発行し、利用者の番号登録を行う必要がある。この点については今後の課題として検討していきたいと考えている。なお、電子図書の利用の際には、その後パスワードをインターネット上で設定する手続がある。

○八田委員 広報についても、ホームページ以外のネット上での広報の方法としてまだまだできることがあると考えている。

○井上図書館長 広報による周知の方法としてはまだ不十分とも思うので、また色々な方法があれば検討していきたい。

【採 決】 可決

○議案第3号 大津市教育委員会の所属職員の任免に係る臨時代理について

【説 明】

○青山教育総務課長 幼稚園に関して1月6日付けで人事異動を行うものである。

【質 疑】 (非公開)

【採 決】 承認

閉会 教育長が1月定例会の閉会を宣言